

# 議 事 録

## 第 7 回 定 例 総 会

令和3年2月9日

## 太田市農業委員会第7回定例総会議事録

開会日時 令和3年2月9日(火) 午後2時  
閉会日時 令和3年2月9日(火) 午後2時50分  
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (18人)  
1 小林 良孝      2 石原 康男      3 牛久保 榮治      4 永井 幸二  
5 木村 克己      6 長島 佳男      7 齋藤 森雄      8 中村 博正  
9 佐野 順一      10 新井 章夫      11 小島 秀一      12 齋藤 道明  
13 新井 整      15 飯塚 茂夫      16 片亀 昌子      17 中島 沙織  
18 清水 由紀江      19 青木 紀美子

欠席委員 (1人)  
14 山田 清作

出席職員 (9人)  
鈴木局長 北村次長 林次長補佐 高山次長補佐 長谷川係長代理  
青木主任 大澤主任 松井主事 大崎主事

会議に付した事項  
議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)  
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項  
報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について  
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について  
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について  
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について  
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第7回農業委員会定例総会を開会いたします。

### 3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数につきましては、出席の委員18名、欠席の委員が1名で  
ございます。  
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。  
お諮りいたします。  
会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

### 4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。  
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、13番 新井整委員 と 15番 飯塚茂夫委員 の二人に  
お願いいたします。

事 務 局 また、書記につきましては事務局の大崎主事を指名いたします。  
議事に入る前に議案書の訂正等がありましたら報告願います。  
本議案書において訂正等はありません。以上でございます。

### 5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法関係許可取消願について、会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は3件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事務局

提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1番と2番は、過去に親族間で交換により許可を得たものです。

1番 新田花香塚町の土地 495 m<sup>2</sup>、一般住宅用地として転用の許可を得ましたが、許可後に資金調達が困難となったため、当該許可を取り消すものです。

2番 新田花香塚町の土地 495 m<sup>2</sup>、1番の取消しに伴い、当該許可を取り消すものです。

3番 山之神町の土地 499 m<sup>2</sup>、一般住宅用地として許可を得ましたが、許可後に親の介護が必要となり、親と同居することとなったため、当該許可を取り消すものです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番と2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5番委員

番号1番及び2番について、当地区協議会で確認調査書類等に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、取消し相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま第5地区協議会より番号1番と2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員

なし。

議長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番と2番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号1番と2番を取消しとすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1 1 番委員 番号3番について、ご報告いたします。  
この案件は、使用貸借について平成7年に提出された案件ですけれども、許可後に親の介護が必要となって、親と同居することとなったため、当該の許可を取り消すものです。  
また、現地を確認しましたが、農地であることは間違いありませんでした。当地区協議会で現地を確認しました調査結果は、農地のため特に問題もなく、取消し相当と意見決定いたしました。また、議案第4号で、13番と関連がありますので、そちらのほうでも併せてご報告いたします。  
再度ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 ただいま第6地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号3番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番を取消しとすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は20件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数 20件について、朗読し詳細に説明する。

1番 牛沢町の土地 田 219 m<sup>2</sup> 外2筆 計 1,059 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営拡大を行いたい。

2番 牛沢町の土地 田 466 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営拡大を行いたい。

3番 牛沢町の土地 田 135 m<sup>2</sup>、農地を借り受けて、経営拡大を行いたい。

4番 牛沢町の土地 田 303 m<sup>2</sup> 外2筆 計 1,209 m<sup>2</sup>、農地を譲受

け、経営拡大を行いたい。

5番 牛沢町の土地 田 383 m<sup>2</sup>、農地を借り受けて、経営拡大を行いたい。

6番 牛沢町の土地 田 595 m<sup>2</sup> 外1筆 計997 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営拡大を行いたい。

7番 牛沢町の土地 田 501 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営拡大を行いたい。

8番 牛沢町の土地 田 487 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営拡大を行いたい。

9番 牛沢町の土地 田 992 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営拡大を行いたい。

10番 牛沢町の土地 田 305 m<sup>2</sup> 外2筆 計1,001 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営拡大を行いたい。

11番 牛沢町の土地 田 451 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営拡大を行いたい。

12番 牛沢町の土地 田 137 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営拡大を行いたい。

13番 牛沢町の土地 田 151 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営拡大を行いたい。

14番 牛沢町の土地 田 161 m<sup>2</sup> 外2筆 計430 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営拡大を行いたい。

15番 牛沢町の土地 田 670 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営拡大を行いたい。

16番 吉沢町の土地 田 2,440 m<sup>2</sup> 外11筆 計11,576.55 m<sup>2</sup>、父より農地を借り受け、経営移譲を受けて農業に精進したい。

17番 新田市野井町の土地 畑 941 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

18番 脇屋町の土地 田 1,878 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

19番 新田大根町の土地 田 2,621 m<sup>2</sup>、営農を継続しながら、農地の上部に太陽光発電を設置したい。

20番 大久保町の土地 畑 4,306 m<sup>2</sup>、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

1番から18番、20につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。また、19番の営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定につきましては、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、同項各号の要件を満たす必要がありませんので、問題ないと考えます。以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番から15番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17番委員 番号1番から15番まで、譲受人が同一のため、一括でご報告させていただきます。  
現地は草木が生い茂る不耕作の荒地となっています。田んぼとしての利用は不可能だと考えるべきです。譲受人は、榛名地域を中心とし、梅の栽培を行っている法人です。栽培エリアを広域的に保有し、農作物の被害のリスク軽減を図るため、太田市での農業展開を考えられたそうです。地域の若い担い手を確保し、太田市でも梅生産に興味のある農家へノウハウの提供や販路の紹介等を行ってまいりたいと考えておられるそうです。  
以上の案件をチェックリストに基づき調査したところ、特に問題ないと判断いたしました。  
再度ご審議のほど、お願いいたします。
- 議 長 ただいま第1地区協議会より番号1番から15番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。  
委 員 なし。  
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番から15番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番から15番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号16番について、第2地区協議会より調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 本件は、経営移譲年金受給のための申請で、親から長男に対して申請地を貸し付ける、使用貸借でございます。  
現地、周辺等を見ましたが、3条関係各号に該当することはないので、問題はないと思われまます。以上です。
- 議 長 ただいま第2地区協議会より番号16番について報告がありましたが、

		ご意見、ご質問等ございますか。
委 議	員 長	なし。
		ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
		番号 16 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
		(挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号 16 番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、番号 17 番と 18 番について、第 5 地区協議会より調査した意見結果を報告願います。
		なお、番号 18 番については、第 1 地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。
		番号 19 番の区分地上権の設定については、権利が設定される農地及び周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがなく、かつ、当該農地における賃借人等の権利者の同意を得ていると認められる場合に限り、許可するものとされております。
		なお、営農条件に支障を生ずるおそれ及び権利者の同意については、3 条許可と同時に申請された 5 条許可の判断の際に確認することになっておりますので、説明を省略し、5 条許可の際に併せて審議するものといたします。
7 番 委 員		17 番につきまして、説明します。
		この案件につきましては、譲渡人が高齢のため農業ができないということです。譲受人は認定農業者で既に営農を盛んにやっておりますので、何ら問題ないと思えます。
		18 番についても同様で、譲渡人が高齢のため農業ができないということです。譲受人は専業農家でありまして、何ら問題ないと思われまので、よろしくご審議をお願いします。
1 2 番 委 員		18 番の脇屋町の土地ですけれども、農地として適正に管理されております。以上です。
議	長	ただいま第 5 地区協議会及び第 1 地区協議会より番号 17 番と 18 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 議	員 長	なし。
		ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
		番号 17 番と 18 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号 17 番と 18 番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号 20 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 18 番委員 20 番について、第 6 地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もなく問題ないので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま第 6 地区協議会より番号 20 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号 20 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号 20 番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は 6 件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事務局 提出件数 6 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 新田中江田町の土地 1,678 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましても、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農地改良として一時転用するものです。

2番 新田中江田町の土地 1,672 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、農地改良として一時転用するものです。

3番 新田中江田町の土地 1,348 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、農地改良として一時転用するものです。

4番 大原町の土地 2,509 m<sup>2</sup>、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

農地改良として一時転用するものです。

5番 大原町の土地 93 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、道路用地として転用するものです。

6番 大原町の土地 401 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として敷地拡張するものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。  
番号1番から3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

19番委員 それでは、1番、2番、3番について報告します。同じところにありますので、一括して報告します。  
チェックリストに基づき現地確認をしましたところ、地盤が低く水がたまるということで、農地改良が必要と意見決定いたしました。  
再度のご審議、よろしく願いいたします。

議長 ただいま第5地区協議会より番号1番から3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号4番から6番について、第6地区協議会の調査した意見

結果を報告願います。

18番委員 4番から6番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、4番は農地改良のため一時転用、5番、6番は是正するものです。  
周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。  
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま第6地区協議会より番号4番から6番について報告がありました  
が、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。  
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。  
番号4番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号4番から6番を許可とすることに決定  
いたします。

議長 続きます。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長  
宛てにあったので、審議を求めます。  
提出件数は18件です。  
事務局より、提案をお願いいたします。

事務局 提出件数18件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林北町の土地 386㎡、農地区分については、「宅地化に達している  
区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由  
から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理  
由となるものについては、説明を省略させていただきます。一般住宅  
用地として転用するものです。

2番 藤阿久町の土地 945㎡、農地区分 第二種、太陽光発電事業用  
地として転用するものです。

3番 由良町の土地 273㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として  
転用するものです。

4番 由良町の土地 500㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として  
転用するものです。

5番 上小林町の土地 92㎡ 外1筆 計474㎡、農地区分 第二種、

一般住宅用地として転用するものです。

6番 龍舞町の土地 609 m<sup>2</sup> 外4筆 計 1,197 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

露天駐車場用地として転用するものです。

7番 管塩町の土地 89 m<sup>2</sup>の内 82 m<sup>2</sup>、農地区分については、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき農地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地につきましては、原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。工事用地として一時転用するものです。

8番 管塩町の土地 216 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 大鷲町の土地 503 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

10番 大鷲町の土地 608 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、植林用地として転用するものです。

11番 大鷲町の土地 2,221 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、ゴルフ場及び植林用地として転用するものです。

12番 新田大根町の土地 2621 m<sup>2</sup>の内 0.436 m<sup>2</sup>、農地区分 農用地、営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。

13番 山之神町の土地 1,045 m<sup>2</sup>、農地区分 第一種、露天資材置場用地として転用するものです。

14番 藪塚町の土地 1,817 m<sup>2</sup>、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

15番 大原町の土地 1,987 m<sup>2</sup>、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田市役所藪塚庁舎から概ね 300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

建売分譲住宅用地として転用するものです。

16番 大原町の土地 496 m<sup>2</sup>、農地区分につきましては、「概ね 10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農

地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

17番 大原町の土地 115㎡ 外2筆 計493㎡、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

18番 大原町の土地 570㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。

番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果の報告をお願いいたします。

17番委員 番号1番について、ご報告させていただきます。

番号1番は、田んぼから一般住宅用地としての転用の申請です。当地区協議会にてチェックリストに基づき調査したところ、周辺農地への影響もなく、問題ないと意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、お願いいたします。

12番委員 続きまして、番号2番について報告します。

太陽光発電のための用地の取得で、太陽光パネルを設置したいとの申請です。

現地を調査したところ不耕作地となっておりまして、夏場は草が茂っていたものと思われまして、東側に住宅、ほかに畑となっています。近くには太陽光発電が多く見受けられる地域で、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、3番、4番ですけれども、こちらは同一住所の畑で、譲受人は、この申請地を取得して自己の住宅を建築したいとの申請です。

既に4区画住宅が着工または完成しておりまして、周辺地はほとんど住宅地となっておりまして、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしく願いします。以上です。

議 長 ただいま第1地区協議会より番号1番から4番について報告がありま

- したが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 議長 なし。
- 委員 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 委員 議長 番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 委員 議長 全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定いたします。
- 委員 議長 続いて、番号5番と6番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 1番委員 5番から6番まで報告したいと思います。
- 5番については、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。
- 6番については、譲受人は縫製業を営んでおり、露天駐車場として申請地を取得し、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
- 再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 委員 議長 ただいま第2地区協議会より番号5番と6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 議長 なし。
- 委員 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
- 委員 議長 番号5番と6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)
- 委員 議長 全員賛成でありますので、番号5番と6番を許可とすることに決定いたします。
- 委員 議長 続いて、番号7番から11番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 7番から11番まで連続で説明したいと思います。
- まず7番につきましては、携帯電話の無線基地を設置するための工事用地として、2ヶ月の使用貸借をしたいということでございます。
- 8番につきましては、宅地化して住宅を建てたいということですが、

場所的には太田大間々線の沿線でございます、住宅の密集地内の畑でございます。

続きまして9番は、ポンプ場として扱っていたところが、許可を得ていないことが判明したため、今回改めて転用取得するところでございます。

10番につきましては、バイオマス発電の杉の養生といたしますか、そういう植林をしたいということで、その用地として売買をしたい。

11番についても同じように、バイオマスの関係の杉の養生と、それと、一部分がゴルフ場のコースに当てはまっていたので、それらを全て修正して、ゴルフ場と植林用地ということで、今回、売買をするということですので。

地区協議会で協議いたしました結果、全て許可基準に該当するという結論を得ましたので、再度のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただいま第3地区協議会より番号7番から11番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号7番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号7番から11番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号12番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、12番につきましては、議案第2号番号19番の農地法第3条の区分地上権について、併せて報告願います。

5番委員 それでは、番号12番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

これは営農型太陽光発電施設用地としての一時転用です。申請地は低湿地で営農に影響があることから、令和2年3月に許可を得て、農地改良を行い、農地改良が完了したため、本件申請を行うものです。下部農地の営農は、ミカンを作付予定です。下部農地の営農者は認定農業者であるため、一時転用期間が10年間となっております。また、大久保町、新田上江田町にて、営農型太陽光発電の下部農地でミョウガや

ミカン栽培をしており、いずれも適正に営農されている状況です。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。

また、議案第2号19番の区分地上権の設定については、今回の営農型太陽光発電設備が許可されたときに伴う設定のため、こちらの申請も併せて許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

議長 ただいま第5地区協議会より番号12番について報告がありました、ご意見、ご質問等ございますか。

6番委員 これは地上権の設定になりますけれども、地上権は何年になっているのでしょうか。もう一つのほう、3条の関係ですけれども。

事務局 区分地上権のほうは、こちらの5条の設定と同様で10年間になっております。

6番委員 ありがとうございます。

議長 ほかにご質問はございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号12番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号13番から18番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11番委員 番号13番から15番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。  
まず、番号13番ですが、譲受人は建築業を営む会社の資材置場が手狭となったために、議案第1号3番の農地499㎡と隣接する1,045㎡の農地を併せて購入して、露天資材置場として利用するものです。  
続きまして、番号14番と15番ですが、譲渡人、譲受人とともに同一人でありまして、譲受人は現在、川崎市に居住しており、一人暮らしの母が亡くなってしまい、長男である譲受人は群馬に帰るつもりがないので、相続した土地、家屋全てを譲渡人である不動産会社に処分を任

せたということでありました。したがって、譲受人は、案件 14 番、15 番の申請地を取得して、建売分譲住宅を建築するものです。

13 番から 15 番までですが、現地を確認しましたところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

1 3 番委員

引き続きまして、議案第 4 号の 16 番、17 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、まず 16 番ですけれども、譲受人は借家に住んでおり、申請地を伯母より贈与され、一般住宅を建築するものです。

それから、17 番についてですけれども、譲受人は借家に住んでおり、申請地を祖母より贈与ということです。そして、やはり一般住宅を建築するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。以上です。

1 8 番委員

18 番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

13 番から 18 番、再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいま第 6 地区協議会より番号 13 番から 18 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号 13 番から 18 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号 13 番から 18 番を許可とすることに決定いたします。

議 長

以上で審議は終了いたしました。次の報告第 1 号は先月農業会議に意見聴取した 1 月分の許可証の取扱いにかかわる太田市農業委員会会長専決規程第 3 条によるものでございます。

太田市農業委員会会長専決規程第 2 条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。

議 長

続いて、報告第 2 号から第 5 号について、事務局より報告をお願ひい

たします。

事務局

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、11件提出されております。

内訳につきましては、記載のとおりです。

続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、42件提出されております。

内訳につきましては、記載のとおりです。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は43件となっております。

内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は11件となっております。

内容につきましては、記載のとおりです。

以上、報告させていただきます。

議長  
4番委員

報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。

この間の地区協議会の中で、委員の中から、●●●●がかなりこういうので譲り受けているという話がありまして、27ページの19番、これは前回、この一部が転用にかかったんですけども、ちょっとここで議論があったんですけども、今回出てきております19番の農地については汚染源であります。それで、土壤汚染防止法の関係があつて、事務局長に確認しましたら、あくまでもこれは第5条の農地転用については一応問題ありませんということで返答がありましたけれども、同じ市の中で、汚染防止法の関係については、高崎、伊勢崎、それと前橋、太田は県から市に移管されております。それで、市の環境政策課のほうとよく連携を取って問題のないようにしていただきたいということを一応私のほうから付け加えておきます。何かあつたときに、うちじゃない、こっちじゃないと。実は鉾毒同盟会の会長より、この問題については一応、議員も知っていますので何らかの形で出るとは思いますけれども、その辺はよく対処するようにお願いします。以上です。

議長  
9番委員

ほかにご質問はございますか。

先月の総会の際に、農地転用、太陽光補助ばかりでなく、太田市の農業をどうしたらいいか、また、後継者をどのように育てたらいいかと。そうした意味で、国民に食料を供給していく、それが農業委員の使命ではないかと私は思うんですよ。この間もいただきました農業新聞ですか、

それもそのように書いてあったのです。ある委員さんが、農業委員は法的関係のことだけやっていけばいいんだと、そういうふうに聞いたのです。私は、その質問を振り返って、解せないのですよ。事務局としてどのような考えを持っているか、返答願います。法的関係のことだけやっていけばいいということですか、それとも、私個人的には農業全般にもっと深く掘り下げてやっていく必要があると思うんですけれども、その返答はどうですか。

事務局

9番委員のおっしゃるとおりで、主たる業務とすれば法的な農地法関連の業務になりますけれども、そのほか、説明会でもお話ししたとおりで、任意業務として、農地の集積や新規就農者、認定農業者等の支援、育成、または農業関係の情報発信等、農業委員さんの仕事としてきちんとありますので、当然できる範囲で結構ですので、そういった活動をぜひよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

9番委員

それに対して、私は思うんですけれども、年に1回や2回はそういった農業関連のことに対して、ここにおられる委員さんなんかと事務局も交えてそういうことを検討するなり、話し合う必要があると思うんです。毎回やる必要はないんですけれども、1年に1回や2回はそういうことが必要だと思います。どうですか。

事務局

検討させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

9番委員

ぜひお願ひします。

それともう一点、あります。今から4か月、5か月ぐらい前だったですか、太田市のほうへ要望があったら要望書を出してくださいということ言われたんです。そのときに私は、書面をもって市のほうへ要望書を出しました。しかしながら、それに対して何の返答もないんです。要望書を出した以上は返答が来る、それは当たり前だと思うんですよ。その案件は無理だとか、この希望は無理とか、ただいま回答待ちですよとか。そうでないと、何の返答もなければ要望書を出す人が誰もいなくなってしまうと思いますよ。どうなんですか。

事務局

市からの意見書の回答につきましては、今後、広報のほうへ掲載となる予定でございます。また、9番委員からの意見の中で、その意見書には入っていなかったのですけれども、認定農業者への機械補助についてということで、今年度から2台目の助成を開始しているということで、この場でご回答させていただきます。以上でございます。

議長

ほかに、報告第2号から5号についてご質問等ございますか。

6番委員

今、27ページの19番について、4番委員から事務局に対してその要請がありましたけれども、4番委員の質問に対する事務局からの回答を

お願いしたいんです。

- 議長  
6番委員 報告事項の中の回答をしてほしいということですか。  
事務局に対して幾つか要望があったと思うんですが、その要望に対する事務局の回答は何でしょうか。
- 議長  
6番委員 あくまでも要望は要望として承ってよろしいのではないのでしょうか。  
4番委員はいろいろ指摘をして、事務局は留意してほしいと、こういう感じの質問、意見を出されたわけですけれども、それは事務局は留意をするのか、留意をしないのか、そういう回答がないものですから、それについての回答を事務局に求めたわけです。
- 議長  
4番委員 4番委員の質問は、一応了解していただいたのではなかったですか。  
議長、関連でいいですか。今、6番委員から回答を願うというのは、現在は環境政策課と農業委員会のほうでコンタクトは取られているんですか、どうか、そういう回答ですよ。何もないというんですけれども、だから、私は心配して言っているんです。何かあったときに、これは環境政策課だ、農業委員会だ、そうなってしまうと困ると思ひまして、そういうふうなことをやっておきなさいよということなんだけれども、今まで、いや、それは環境政策課から連絡がありましたとか、そういう返答を、6番委員は意見を求めているんですよ、そういうことですよ。今まで何もないということになるよね。
- 議長  
4番委員 要望として承るということでよろしいのでしょうか。それについてもっとここで回答してほしいということでしょうか。
- 事務局 今までそういう環境政策課のほうと何かあったかということが分かれば報告してもらいたいということでしょう。今まで何もありませんというのなら、ありませんでいいのではないですか。
- 事務局 先ほどの4番委員からのご質問ですけれども、今までにつきましては、環境政策課からの照会等はございませんでした。以上です。
- 6番委員 今、届出のところですけども、ここはまさに4番委員、公害汚染地ですよ。
- 4番委員 そうです。
- 6番委員 公害汚染地域の中で、今後、工事をする、あるいは土砂を動かすということ、その周辺地域の住民の方、あるいはそれ以外の方に害を及ぼす可能性がある。だから、環境政策課からの回答というよりも、農業委員会がそういう事実を知っているのであれば、関係課に農業委員会から周知するということはできないのだろうか、こういうことなんです。ですから、向こうから、地区協議会でも実はいろいろ意見を出させていただいて、当然この場で回答があるのではないかと私は期待をして

いましたけれども、地区協議会と総会との間で、事務局の中では何ら議論がないんですか。

事務局 先ほどの6番委員のご説明をいたします。今後につきましては、環境政策課が土壌汚染の関係の担当課になっておりますので、前向きに協議いたしまして、なるべく今まで以上に改善していきたいと考えております。

4番委員 今の答弁、改善していきたいという、改善というのはいないですよ。やっぱり適正に対応しないと駄目ですよ。改善というのはいないと思うよ。事実なんだから、汚染源なんだから、そういうことでしょう。言葉というのは、ニュアンスが違いますからね。

それと関連して、ここに露天資材置場となっておりますけれども、駐車場と露天資材置場というのは別なんですか、同じなんですか。露天駐車場とかいろいろありますね。あくまでも露天資材置場用地としてこれを認める、そういうことですか。どういうことなんですか。

事務局 今、こちらの農地法の4条ないし5条届出の転用目的についてということになりますけれども、こちらの届出につきましては、あくまでも市街化区域内での転用行為を行政委員会である農業委員会のほうに、こういったことをやりますということの通知という位置づけになっておりますので、こちらで許可云々という許可対象ということにはなっていない手続というふうになっております。ですので、転用者のほうで、私はこういった目的でここを使いますということで転用が出てきている場合には、事務局としてもそれを受け止めて受理するという形になっております。

4番委員 私が聞いたのは、今現場は土が盛ってある、それで重機が置いてある、あと今、隣接している工場の車の駐車場にもなっているんですよ。だから、露天資材置場用地というのは車の露天駐車場でもいいかなというので私は聞いたんですよ。私は一応地元の農業委員ということになっているんですけども、そういうのはあまり俺は分からないと、この辺ははっきりあくまでも露天資材置場ですよと、いや、違うんです、それは車の駐車場でもいいんです、土を置いてもいいんです、何でもいいんですというだったらそれでいいんですけども、それでいいんですか。

議長 文言の説明については、直接してもらいます。この場での報告の議題については、一応報告でございますので、要望についての説明は事務局から後ほどしてもらいましょう。よろしいでしょうか。

4番委員 いいです。

議  
委  
議

長  
員  
長

それでは、ほかにご質問はございますか。

なし。

ご質問等もないようですので、以上で第7回定例総会を終了いたします。

長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和3年2月9日（火） 午後2時50分